

佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱

令和5年3月31日 農経第2790号

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県農地集約協力金事業実施要領（令和5年3月31日付け農経第2790号農林水産部長通知。以下、「県実施要領」という。）に基づき、地域の農業者等が行う農地の集約化の取組に対し、市町（以下、「補助事業者」という。）が補助する場合、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 間接補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 間接補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がない場合及び交付対象者の変更以外の変更についてはこの限りではない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (6) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(2) から (5) までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、(2) から (5) までの中で「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者が、第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、別記様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付)

第5条 この補助金は、概算払いで交付することができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、別記様式第3号又は4号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記様式第5号のとおりとする。

2 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日（第5条第1項の規定により補助金の全額を概算払いで交付した場合は補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日）とし、その提出部数は1部とする。

(交付決定の取消等)

第7条 知事は補助事業者又は交付対象者が補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は

一部を取り消すことができる。

- 2 知事は補助事業者又は交付対象者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 前2項により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、取り消した額の補助金について返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表

対 象 経 費	補助率
実施要領に定める交付対象者が地区一体となつて実施要領に定める事業に取り組む場合、当該交付対象者に対し、実施要領に基づき算定した交付額について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	以下による定額補助とする。 30,000 円/10a また、交付対象面積は各交付対象者の農用地について 1 a 単位で算定することとし、全筆を合計し、1 a 未満の端数があった場合には、これを切り捨て、これに上記の金額を乗じて得た額の市町の総額を補助の限度とし、かつ、1 交付対象者あたりの県費上限額は 500,000 円とする。なお、補助金の交付は該当筆農用地につき、1 回限りとする。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名（市町長名）

令和 年度佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付申請書

下記のとおり佐賀県農地集約協力金事業を実施したいので、佐賀県農地集約協力金事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

（注 1）別紙を添付すること。

(別紙)

市町名：

1事業の目的(成果)

2事業計画(実績)

番号	地区名	耕作者氏名 (地権者氏名)	面積 (a)	筆数	交 付 額 (円)	備 考
合計						

※耕作者と地権者が異なる場合で、双方に補助金を交付する場合、出し手欄には、地権者の氏名を()書きで併記し、備考欄には交付額の按分割合および
各交付額を記載すること

3 事業の効果

4 経費の配分及び負担区分

単位：円

区分	総事業費（補助事業に要する（した）経費） A+B	負担区分		備考
		県費補助金（A）	市町費（B）	
佐賀県農地集約協力金事業				
合計				

5 事業完了（予定）年月 令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

（1）収入の部

単位：円

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県費補助金					
市町費					
計					

（2）支出の部

単位：円

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
佐賀県農地集約協力金事業					
計					

7 添付書類

市町の補助金交付に関する要綱又は規程（変更申請、実績報告には不要）

事業完了確認書（実績報告に添付）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名（市町長名）

令和 年度佐賀県農地集約協力金事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった、令和 年度佐賀県農地集約協力金事業費補助金について、下記の理由により事業の内容を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- （注） 1. 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。
2. 「関係書類」は補助金交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中、「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、「事業の内容」及び「交付額」については、変更前を上段（ ）書き、変更後を下段に記載すること。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名（市町長名）

令和 年度佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、令和 年度佐賀県農地集約協力金事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内訳) 交 付 決 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円

(注1) 「概算払」で交付する場合の様式である。
(注2) 「請求額内訳表」(別紙2)を添付すること。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名（市町長名）

令和 年度佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった、令和 年度佐賀県農地集約協力金事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内訳) 確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円

注1.「精算払」で交付する場合の様式である。
注2.「請求額内訳表」(別紙2)を添付すること。

(別紙2)

佐賀県農地集約協力金事業費補助金請求額内訳表

市町名： _____

番号	地区名	耕作者氏名 (地権者氏名)	面積 (a)	筆数	交付額(円)	備考
合計						

※耕作者と地権者が異なる場合で、双方に補助金を交付する場合、出し手欄には、地権者の氏名を()
書きで併記し、備考欄には交付額の按分割合および 各交付額を記載すること

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名（市町長名）

令和 年度佐賀県農地集約協力金事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった、令和 年度佐賀県農地集約協力金事業費補助金について、別紙のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告します。

記

（注1）記以下は、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。